



所 管	市民サービス部市民課		
担 当	安江	問い合わせ	0573-26-6812

報 道 機 関 各 位

オンライン出生届のサービスの開始について

保護者の出産直後の外出負担や窓口での待ち時間を解消し、子育て世帯の負担を軽減することで、より出産・子育てがしやすい環境を整備するため、令和8年6月1日より、スマートフォンやパソコンを活用したオンラインでの出生届提出サービスを開始いたします。

1. 内容

マイナンバーカードの専用サイト「マイナポータル」内で必要事項を入力し出生証明書の画像を添付して提出します。同時に、出生届入力画面内で新生児のマイナンバーカードを申請することも可能です。窓口での受付もこれまでと同様に行います。

2. オンライン出生届ができる方

- ・届出人が新生児の父母のいずれかであること
- ・新生児の父母の双方が日本国籍を有していること
- ・新生児の父または母の本籍地が恵那市であること ほか

3. オンライン出生届の提出に必要なもの

- ・医師または助産師が作成した出生証明書
- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの読み取りができるスマートフォンまたはパソコンとICカードリーダー

4. 提出期間と方法

窓口と同様に、出生日を含めて14日以内にマイナポータルから電子申請で提出する。

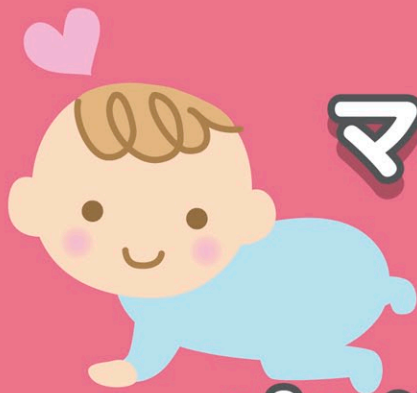
5. 周知方法

母子手帳交付時と市立恵那病院などの医療機関にチラシを配布、広報えな、市ウェブサイトなどで周知を図ります。

6. その他

周知いただける場合は、下記の写真が提供できますので、広報広聴係までご連絡をお願いします。





マイナポータルから オンラインで 出生届ができます!

本籍地が恵那市で、マイナンバーカードを
お持ちの方は、マイナポータルを利用し、
オンラインで出生届を提出できます。

開始日

令和8年

6/1 (月)

手続きできる期間

子が生まれた日を含めて14日以内

(14日目が土日祝日、年末年始の場合は、翌開庁日)



手続きできる人には
条件があります。
詳しくは市のHPをご覧ください。



お問合せ

恵那市役所市民課 TEL.0573-26-6812

「恵那市公式キャラクター」エーナ